三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県室戸市室戸岬町字リヤウセン一五六九、字トガ石ノ南七一九五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字リヤウセン一五六九・字トガ石ノ南七一九五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町北川字潰谷七六六三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字潰谷七六六三の二(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町大蔵谷八六七、八七四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大蔵谷八六七・八七四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町烏手字ハサコ三一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハサコ三一三(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県新見市足立字宮ノ峠三九五四(国有林)、字牛ノ泊リ四〇四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ峠三九五四(国有林)、字牛ノ泊リ四〇四一の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県新見市足立字宮ノ峠三九五四(国有林)、字牛ノ泊リ四〇四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ノ峠三九五四(国有林)、字牛ノ泊リ四〇四一の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町大道字久保ノ上一二二一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字久保ノ上一二二一の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健